

大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム

大学フォーラム
つうしん

No.3 2019.9.10 改訂版

====目次====

第1回研究会開催

- 大学の自治と「大学ガバナンス」……………1
- 第3回シンポジウム開催案内……………2
- 第2回シンポジウム報告……………3
- 第2回シンポジウム 参加者の感想……………3
- 大学統合再編と自治の形骸化 ―静岡大学
で何が起きているのか
川瀬恵子（静岡大学）…6
- 〈投稿〉科学界 日本の現状と課題
一丸節夫（科学者、執筆家）…8
- 第2回シンポ風景とカード提出者属性… 11

大学の自治と「大学ガバナンス」 第1回研究会研究会開催

大学フォーラムの「社会へのよびかけ」は、「大学の現実を率直に見つめるとともに、明日に向かって確実に歩むための道をじっくりと探り、社会に発信していきます」、「政策を転換するために行動することをめざします」と述べています。そのためには、重要な論点についての主張を具体的な提案の形で煮つめることが必要と考えています。そこで、さまざまなテーマでシンポジウムを積み重ねる一方、一定の課題について系統的に検討するための研究会を実施す

【日時】2019年9月15日（日）13時30分から
【場所】文京シビックセンター3階 区民会議室AB
地下鉄丸の内線 後楽園駅
地下鉄三田線・大江戸線 春日駅
【報告】田原博人（宇都宮大学元学長）
「国立大学法人制度のどこに問題があるのか
―大学のガバナンスと教授会の自治」
野中郁江（日本私大教連政策委員、明治大学教授）
山賀 徹（日本私大教連書記次長）
「私立大学制度の改革と大学自治・民主化の課題
について」

ることにしました。

まず、「大学の自治と『大学ガバナンス』」という課題について研究会を開催することとし、その第1回を上のように行ないます。ふるってご参加ください。

【趣旨】

国立大学法人制度とその運用の問題点については、広く認識が共有されています。しかし、問題点が認識されているにもかかわらず、批判の声が結集されず、現場の日常においては、政策に積極的または消極的に「適応」することに追われているのが現状です。したがって、現実を変えるためには、何らかの歯止めないし対案を提起することが求められています。私立大学では、国との関係に加えて、教学と経営（法人）との関係はどうあるべきかも問われており、その問題状況は大学によってきわめて

多様となっています。

国の政策は、「大学ガバナンス」の強化の名で執行部への権限の集中を図るものとなっています。これに対しては、大学の自治の再興によって対抗する必要があります。地方自治には国との関係（団体自治）と自治体内部の関係（住民自治）の両側面があるように、大学自治にも両側面があり、国との関係を問うだけでなく、大学

内部の関係をも反省的に問う必要があります。大学自治の理念およびそのあり方については社会的理解を得ることも不可欠であり、このことが、政策的な対案に力を与えることになると考えられます。

第1回の研究会では、国立大学と私立大学の双方について、問題点を探ります。

大学フォーラム 第3回シンポジウム開催 すべての市民に開かれた大学像を もとめて—多様性尊重の視点から

学術と高等教育の中心としての大学は、すべての人々に開かれ、多様性が重んじられるものでなければなりません。狭い経済政策的視点に傾斜した政府主導の大学改革の是非を問いながら、これからの大学像を、めざすべき研究のあり方、市民性とジェンダー、多様な学生の成長、大学運営のあり方などの観点から考えてみたいと思います。

日 時：11月2日（土）13時30分開会 16時30分閉会（予定）

会 場：龍谷大学大宮学舎キャンパス・清和館3階ホール

報告者およびテーマ

- 梶田隆章氏（東京大学宇宙線研究所長）
「大学と学術—現状と課題—」
- 三成美保氏（奈良女子大学副学長、日本学術会議副会長）
「市民性の涵養に資する大学と学術—ジェンダーの視点から—」
- 中山弘之氏（愛知教育大学准教授）
「学生の成長・発達に向けて」
- 堀雅晴氏（立命館大学教授）
「大学ガバナンス論の再考—行政学の立場から—」



第2回シンポジウム

「高等教育の機会均等―権利としての無償化」報告

6月16日(日)の午後、明治大学駿河台キャンパス・リバティータワーにおいて、大学フォーラムの第2回シンポジウムが開催され、約110人が参加しました。

岩重佳治さん(弁護士、奨学金問題対策全国会議事務局長)の報告「奨学金被害の救済の現場から」は、奨学金の返済に苦しむ人びとの相談・救済活動の経験を踏まえて、奨学金問題が構造的に生み出されていること、とくに、財政投融資資金を財源とする日本学生支援機構の奨学金事業が、将来の収入の見とおしが不確かな学生に支給される奨学金にはふさわしくない回収率96%という厳しい厳しい金融事業として行なわれていること、返還期限の猶予制度にもさまざまな制約があることを指摘しました。

岩崎詩都香さん(高等教育無償化プロジェクト(FREE)代表)の報告「学費に苦しむ学生とFREEがめざすもの」は、経済的事情のために進学をあきらめたり、進学先の変更を余儀なくされたり、アルバイトに追われて勉学に困難をきたしたりするなど、FREEが集めた5000人を超える学生の生の声の一端を紹介し、学費の値下げは現実的ではないのではないかという意見に対し、このような学生の生活実態こそ直視すべき現実だ、と主張しました。

中嶋哲彦さん(名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授)の報告「修学支援法と教育の機会均等」は、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を柱とする「大学等における就学の支援に関する法律」(5月に成立)の問題点、すなわち、

経済的困窮世帯への支援のため、しかも貧困からの即時離脱ではなく貧困の連鎖を遮断するとされているにとどまること、高等教育を国の競争力を高める原動力としてとらえることから、「意欲と能力のある者への支援」という人材育成策の一環として位置づけられていること、大学が充たすべき機関要件をつうじた大学の教育内容・方法に対する介入と大学ガバナンス改革の押し付けを伴っていること、を指摘しました。

これを受けて、渡部昭男さん(神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授)の報告「権利としての教育無償化」は、政界の高等教育無償化論に見られる「国策アプローチ」に「人権アプローチ」を対置し、それを憲法や国際人権規約などによって根拠づけるとともに、「漸進的無償化促進法」の構想を詳しく説明し、あわせて韓国における給付型奨学金の動向を紹介しました。

このあと、石井拓児さん(名古屋大学准教授)の司会で、活発な質疑応答が行なわれました。

各報告者のレジュメは、順次ホームページに掲載します。

以下に、参加者から寄せられた感想を紹介します。

参加者の感想

- *とてもタイムリーだと思います。
- *知らない事実が様々あり、勉強になりました。
- *身近な問題でしたので、一生懸命に聞きました。
- *非常に面白かったです。時間がもう少しほしかったです。
- *テーマはすばらしいと思います。ただ「報告」はむずかしかったです。新たな切り口や、自分の無知な点が明確になったので参加して良かったです。

*高等教育無償化について、大きくつかむうえでとても勉強になりました。

*どう市民や職場に問題点を伝えられるか、そんな意識で聞かせていただきました。

*今の学費のあり方がどのような大学のあり方の危機となるか、解明の端緒となったと思います。

*大変勉強になりました。実態をもとに運動していくことの大切さが、そして外国でできることがなぜ日本でできないかがわかりました。日本の学術、科学・技術がなぜ韓国に追い越されてしまったかの原因も理解できた。

*今回の高等教育無償化の動きの背景、特に人材養成の流れの動きと一体であることがよくわかった。

*各先生方のお話が非常に整理されていて、すっきりとした学習ができました。学生が当事者として声を上げていくこと、広く市民運動にしていくことをもっと訴えていこうと思う。

*4者のお話から、希望がみえてきました。どの視点が抜けてもいけないなと思いました。キーワードになった「リアル」が大切だと思いました。岩重先生がおっしゃっていた「希望を語る」「いいかげんにやる」というのも大切だと思いました。

*国の政策の問題点、今後目指す高等教育の機会均等のあり方を、それぞれの立場からお話されていて、大変興味深く拝聴させて頂きました。私も、学費等の理由で大学院への進学を諦めたクチです。若い人々がやりたいことをやって、夢をかなえられる社会になるように、祈っています。また、そういった意志を持つ人々の活動を応援しています。

*高等教育について、「権利としての教育無償化」が社会権として意義づけられることに、目を開かされた。

*学費無償化と奨学金の整備をして、望む人が全て教育を受けられるようになってほしいと思

います。

*勤務している大学でも、多くの学生がアルバイトをしています。一方で、「授業の質保証」のため、課外学習をノルマ化するよう求められています。結果、睡眠時間を削って授業中必死で眠気をこらえている学生を見ると、学ぶ権利とはなんだろうかと思うのです。さらに、就活のためにインターンやボランティアにも精を出せと。非現実的!! また、高い学費や奨学金問題は、地域格差や、家族の経済格差をもっと拡大していくようにも思います。地方の人たちの進学機会を今後ますます奪うようにも思いました。大学教員にとって、学費は(雇い主の)大きな財源で、給料はそこから出ているので、なかなか学費について語りにくいですが、そのこともあって、そもそも無関心気味の人もけっこういます(岩崎さんの話にありましたが)。あと、自分は経済的に恵まれて学生(→院生)をやってきたというのもあって(そうでないと研究者にならない)。けれども、自身の研究・教育の質を保つことと学生生活との質を保つことは、じつは相反することではなくてむしろ強く結びついているので、権利としてとらえることに、もっと意識的に立ち返り、積極的に考えていくべきことだと思いました。ありがとうございました。

*大学にいても学生は皆「余裕」がないと感じる。それは「暇を持て余している」わけでは決してない。大学に入っても生活や遊びの限られた資金を捻出するのに必死で、その後はすぐに就活に忙殺される。一にも二にもお金のことを考えねばならない。そんな状況でよき学びや文化的・教養的生活が実現されるわけがない。学費は大学の存立意義を問う大きな問題だと痛感する。

*奨学金破産を言われるような過酷な負担を強いられた現状は一日も早く改善されるべきと実感します。

*FREEの運動をはじめて知りました、心強く

思いました。

*FREE、活動はすごい意義がある。社会に働きかける意味だけでなく、活動をしている個人にとってもいい。

*少し難しく疲れたが、学べることも多く、またFREEが見えてないところでも動かしていることを感じた。

*FREEの若者たちの取り組み、アンケートを集めた際に「がんばって」「応援します」と声をかけられうれしかったという報告に、とても勇気づけられました。

*岩崎さんの率直な言葉に非常に励まされました。現行の制度や後ろ向きな“改革”への批判とともに、ポジティブな「リアリティ」の押し出しをしていかないと、と思われました。自分の将来の見通しが見つからないなかでも、出来るだけ明るい言葉を使いながら、励まし合いながら頑張ろうと思えました。

*FREEの「学生のリアル」に関しては、改めて現状の学生の生活環境が見えた気がします。一大学では見えない実態、現実が見えました。全体に良い話を聞かせていただきました。改めて、今の学生の身にもなっていくつかの施策の検討などを進めなければ、協力していかなければと実感しました！

*「FREE」で奨学金に苦しんでいる人の声ももう少し聞きたかった。

*FREEの活動は、学生の実態を社会に発信することに意義を感じる。しかし、学生の活動の域を出ない印象が強い。社会制度を変えるため、構造的問題を解決するためには、構造を意識したアプローチが必要なのではないか。今回の説明ではそのような姿勢がFREEからはうかがえなかった。

*高等教育無償化について私学の立場ももう少し当事者、報告者として反映されればよかった。反省も含め、中嶋氏の報告資料にある私立連盟の「大学の自主性を脅かす」との批判、確認大学

等の要件「法人『理事』に外部人材を任命（現状は学外理事を一定数任命）」、実務経験ある教員…1割以上、等々。

*今回の問題は政治の無能の責任転嫁を背景とするホットな話題に合っていたのでよかった。ただ、制度の埒外に置かれた大学院生や、現在有期雇用のポストドクターや専業非常勤講師の視点もほしかった。

現与党がポスターに「希望がいきわたる国へ」「小さな声を聴く力」などと書いているが、現状が続く限り、絶望が行き渡っているし、声を聴いてもらったためしがない。

*奨学金については、①所得連動返還型（出世払い方式）の実態と改善について、②米国のstudent loanがもたらしている社会的問題のように、他国の実例について話が聞けたら良かったです。

*中嶋先生のレジュメP8のグラフで現行制度と新制度で減免対象が狭まる可能性があるという話が、まずいなと思いました。渡部先生の韓国やオランダの話（制度や考え方）を知らなかったので、聴けて良かったです。

*ソウル市立の大学の学費の半額の話ははじめて知りました！

*趣旨（教育の機会均等）には大賛成だが、財政論を確保する必要。現状の「貧しい」大学のままだと、学費低下と教職員処遇改善とで、ただでさえ決定的に不足している財源を分捕り合う「戦争」になる。国や自治体からの補助増額が不可欠だが、国にも地方にも予算は不足だし、下手をすると防衛省などが紐付きの金を出してきかねない。かと言って民間企業に頼れば教育の身売り、私物化になる。

*権利としての無償化アプローチに賛同しますが、財界を含め支持を集めるには、もっと多様な戦略（セーフティネット整備によるイノベーションなど）必要かなと思いました。

*2000万円問題や健康保険負担などにみられ

る「自己責任論」が教育費にも及んでいるのが「学費・奨学金問題」であると思う。国の責任とは何かを根本から問いかける視点も必要ではないかと感じました。国民的議論になるまでには時間がかかると思われるが、このままではいけないと多くの人を感じている今こそ、議論を広めてほしい。出口の労働政策、雇用政策も合わせて議論、要求対象とすべきでは？

＊若い世代にこそ（高校生、大学生）広めるべき内容だと思った。私は国立大学の学生で、低所得家庭であるため授業料免除の申請をしている状態ですが、上の世代や大学進学があたりまえではないタイプの高校を出ている友人からは、「大学にそもそも行かなかったら負担もかから

ないのに」とか「大学進学は甘えてる」と言われることもあります。現状では所得によって進学率も大きく異なりますが、そういった理由により「大学」というものの捉え方自体人によって大きく差がある気がします。それをどう現代に合わせていくかということが意外に重要なかもしれないと感じました。

＊非常に大切なテーマであった。教育無償化の問題はつきつめると何のために学ぶのか、“教育とは、学問とは”を深く問うものになる。学生や大学人のあいだでも、広く社会のなかでも、大いに議論し無償化実現へ努力したい。大学人と市民の共同が発展するよう願いたい。

大学統合再編と自治の形骸化 —静岡大学で何が起こっているのか

川瀬憲子（静岡大学）

はじめに 一国立大学再編とアンブレラ方式

いま、2004年の国立大学法人化に続く、第二次大学「改革」ともいえる、大学再編の動きが全国各地で再燃している。今年5月の通常国会において、国立大学法人法の一部が改正され、国立大学の一法人複数大学制（アンブレラ方式）が可能となった。同法を受けて、名古屋大学と岐阜大学（以下、名大、岐阜大と略称）では、「東海国立大学機構」への法人統合が実現した。現在、静岡大学と浜松医科大学（以下、静大、浜医大と略称）、奈良女子大学と奈良教育大学、小樽商科大学、帯広畜産大学と北見工業大学でも法人統合への動きが急ピッチで進んでいる。しか

しながら、大学現場で何が起こっているのかについては、必ずしも明らかになっていない。そこで、静大と浜医大の統合再編をめぐる問題に焦点を当てながら、主に「自治」という観点から論点となるところを整理しておきたい。

静岡大学と浜松医科大学の統合再編 —静大「分離」構想

これまで国立大学では、一法人一大学の形態がとられてきた。法人の「長」が学長を兼任する仕組みである。これに対して、経営と教学が分離するアンブレラ方式では、法人の「長」が各大学を統括し、その傘下に各大学の「長」が置かれることで、トップダウンによる経営資源の配分や、成果優先・効率性を重視した大学運営が行なわれることとなる。名大と岐阜大の場合、名大への「吸収合併」による法人統合だが、すでに公立大学で実施されてきた形態と同様、それぞれの大学は組織・規模ともそのままである。これに対して静大と浜医大の場合は、「静岡国立大学機構」に法人統合（一法人）した上で、70年の伝統を有する静大を東西に分離し、浜医大と静

大浜松キャンパスの2学部(工学部と情報学部)を中心とした大学と、静大静岡キャンパスの4学部(人文社会科学部、教育学部、理学部、農学部)を中心とする大学に再編・分離する計画である。この計画は、今年に入って、両大学の学内「手続き」を経て合意書が交わされ、学生の受け入れは2022年度を目指すとされている。さらに近い将来には、県内の国公立大学を、それぞれの大学法人はそのままにして、「大学等連携推進法人(仮称)」の傘下に組み入れていくことすら構想されている。静大の場合、問題は、これら一連の再編統合の構想が、当初から学内での十分な説明も議論もなされないまま、学長・執行部の専断的なやり方で「機関決定」された点である。

今年3月19日、大学の意思決定機関である教育研究評議会において、14対13の僅差で統合再編案が了承された。現行制度の下では、学長の「判断」で決定できるとはいえ、学長と学長指名による理事4名を除けば、委員の約6割が反対であり、しかも、静岡キャンパスの大多数の反対意見を押しきっての強行採決であった。3月末には経営協議会での決定を受けて、両大学の学長による基本合意がなされ、現在、両大学において、再編後の内容について具体的な協議が進められている。

構想合意なき再編と反対運動の展開

こうした大学「分離」を伴う統合再編案をめぐっては、当初から、特に静岡キャンパスの教員間で反対の意見が噴出していった。そもそも、静大と浜医大との連携協議会を立ち上げたのが、2018年6月のことであり、教授会等を通じて教員に知らされたのもこの時期である。当然のことながら、最初から「分離ありき」の統合再編案には、「十分な合意がなされていない」、「大学

を2つに分離するメリットがない」といった意見が多く寄せられていた。本来ならば、法人統合といっても、1法人1大学、1法人大学(現行の枠組み)という選択肢もあり、それらがまったく比較考量されることなく進められたことに対する反発が大きかった。さらに、文部科学省への大学改革推進交付金申請が、後述の理由で不採択になったことや、教員のみならず職員や学生への説明が、まったくなされていないことが問題視された。

こうした中で、学長に対して、十分な説明と学内合意を求めて始まった教員有志の署名活動に、短期間で300筆近くが寄せられた。続いて、教育研究評議員の女性メンバー2人の呼びかけに応じて、女性教員有志による「反対声明」が出され、女性教員の半数近くがこれに賛同した。そして、教育研究評議会前日の3月18日には、県庁記者クラブで、副学長らを含む教員有志による「反対」記者会見が行われた。女性教員有志も、その枠をこえて「教員有志の会」として、積極的に情報発信を行なった。その間に、静岡キャンパス各学部の、学部長名による反対意見書や、学内合意の形成に向けて熟議を求めた、退職教員有志の会の「要請書」(43名)なども提出された。5月12日、学外最初のシンポジウムを開催した。大学再編と地域をテーマに、大学関係者と地元政財界人をパネリストとしたシンポだが、地域の人々を中心に会場は満席となった。6月には、学内シンポを開催したが、ここでも予想を上回る多くの教職員や学生の参加で、熱い議論が交わされ、大盛況であった。これを機に、東西それぞれのキャンパスで、学生たちの署名活動も始まった。7月には、岐阜大学地域科学部長の富樫幸一教授をパネリストにお招きして、二回目の学外シンポジウムを行なった。この時も、市民や卒業生、学生、事務系職員など、第1回とほぼ同規模の参加と盛り上がりを見せた。岐阜大学では統合再編の動きの中

で、地域科学部廃止をめぐる反対運動が展開、現在は凍結された状態にあるなどが紹介された。これら一連の活動は、地元ではマスコミをはじめ多くの市民、関係者の注目を集め、大きな広がりや反響を呼んでいる。

学部自治の形骸化と問われる民主主義

これまでみたように、静大・浜医大の統合再編のケースは、法人化後の矢継ぎ早の大学「改革」の中で、大学ガバナンスが正常に機能していないことを端的に示すものといえる。

第一の特徴は、法人化以降、学長のトップダウンによる大学運営が常態化し、ボトムアップによる大学自治が形骸化したことである。そのことが、学内の教職員・学生の反発と不信を買ひ、反対運動の引き金となったことはいうまでもない。学部自治を基本とする、民主的な大学運営の重要性が改めて認識・想起されたことである。

第二に、大学が申請した、2018年度の国立大学改革強化推進補助金が不採択となったが、その理由の一つが「静岡地区の統合メリットが見えない」とされた点である。つまり、今回の統合再編は、大学執行部と浜松地区の一部財界による「医工連携」にシフトした構想であり、その他の領域や地域でのメリットが不透明である点を突かれたものである。そうした中で、昨年7月、浜松市が「地方大学・地域産業創生交付金」を内閣府に申請し不採択となった事実も明らかになった。同申請書には、静大と浜医大の、分離を前提とした統合再編の内容とスケジュールまでが明記されている。学内での合意は勿論、報告・周知すらなされていない段階で、一自治体が大学の組織改革を含む、国への交付金申請を行なった事実は、大学の自治と構成員に対する重大な背信とみななければならない。

第三に、学内関係者のみならず、重要なステ

ークホルダーである地域や自治体に対する説明責任が十分に果たされていない点である。今年3月、学長は経営協議会において、今回の統合再編には知事や市長から賛同を得ていると説明したが、県知事と静岡市長はその後、定例記者会見で「賛同しているとはっていない」とし、大学に抗議し説明を求めている。異常な事態という他はない。

現在、少子化、人口減少時代への対応の一環として、大学の統合再編が進められているが、とくに地方圏にとって、「知の集積・発信拠点」たる国立大学の果たす役割への期待は大きい。

「地方創生」が叫ばれる中、静岡地域での、かくも不可解な大学の分離・統合再編を、民主主義と世論の力でどこまで止めることができるのかが、いま問われている。

(詳細は、静岡大学の分離再編を考える HP 参照)

科学界 日本の現状と課題

一丸節夫 (科学者、執筆家)

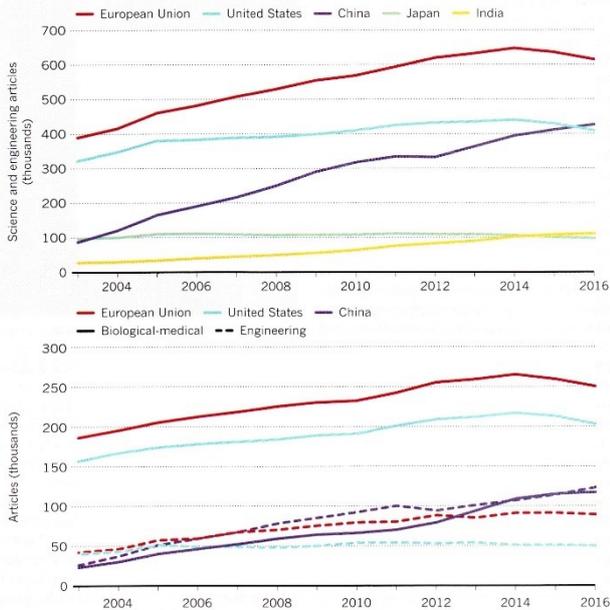
『ネイチャー』中国の論文数最大

科学誌『ネイチャー』は2018年1月25日号で“China declared largest source of research articles (中国が研究論文の刊行数で最大となった)”というタイトルの小記事を掲載しました。この記事は、米国科学財団(NSF)が出版社Elsevierのデータベースを基に解析し、1月18日に発表した報告にもとづくものです。

記事の中心は上の図表です。その横軸は左端の2003年から右端の2016年にいたる年次の経過を表し、縦軸は千点を単位とする刊行論

SHIFTING LANDSCAPE

China now produces more scientific research articles per year than any other single nation, according to an analysis by the US National Science Foundation. The country outranks the United States in production of engineering articles, but lags behind on publications related to biomedical research.



文の数です。上のグラフは国(米国、中国、日本、インド)と組織(欧州連合：ドイツ、英国、など)別の刊行論文総数、下のグラフは実線が生物・医療関連、破線が技術関連の国・組織別の論文数それぞれの推移を表します。

『ネイチャー』記事の要点

1. 刊行論文総数は2016年に中国が米国を追い越し、インドが日本を越えました。そして1位から6位まで、中国、米国、インド、ドイツ、英国、日本の順となりました。
2. 下の実線グラフが示すように、生物・医療関連は米国が圧倒的な優位を保っています。
3. 下の破線グラフが示すように、中国が論文総数で米国を追い越した主な原因は技術系論文の急増です。そしてここでは応用部門とりわけ半導体関連部門の影響が大きいと見られています。
4. 2015年の研究開発費は、米国が約5千億米ドルで世界全体の25%に対し、中国が約4千億米ドルでした。ただし対GDP比では、米国がフラットであるのに、中国は上昇気味です。

『朝日新聞』存在感増すドイツ

この発表をうけて、3月1日付の『朝日新聞』

は科学欄に「科学界 存在感増すドイツ」を主見出しに「応用重視の日本、停滞」を副見出しとする記事を掲載しました。そこでは上記の諸点にはじまり、科学界におけるドイツの堅調さを評価し、日本の低調さを指摘します。

さらに、ドイツ連邦政府が州政府と結んだ研究イノベーション協約により、大学の基礎研究を支援するドイツ研究振興協会(DFG)への拠出などを、両政府が2005年から年3~5%ずつ増やしてきたことが特記されます。DFGは大学などを対象に年3万件以上を助成し、その額は国や州政府が出す研究費の約1割を占めます。助成のプロセスが時の政治的意向に左右されぬよう、意思決定機関の委員数は科学者が過半数を占めます。助成金使用の自由度は高く、海外との共同研究や人の雇用にも使え、形式的な使途の報告も必要ありません。しかも毎年必ず確保されています。

日本科学界の低迷

これらの記事が指摘するように、21世紀に入ってから日本の科学界の低迷は紛れもない事実です。わたしはその要因の一つが、2003年に制定された国立大学法人法により2004年4月1日に国立大学が法人に移行し、それともない文科省が施行した年1%の経常講座費削減策であると考えています。この講座費は研究・教育のためであればほとんどすべての目的に自由に使え、報告の義務もありません。あれから今日まで、その講座費がすでに10%以上も削減され、それがボデーブローのように大学の基礎研究を蝕んでいるのです。

文科省はその講座費削減を補うため、競争型の科学研究補助金を導入すると言います。その一例が2003年度から導入された「21世紀COEプログラム」です。わたしは2003年1月14日に「競争原理」と題する小文を執筆し、この問題を論じました。その内容を以下に抄録します。

小文「競争原理」(抄録)

文部科学省の導入した「21世紀COEプログラム」は、重要と目されるいくつかの分野を選び、予算の配分にあたって大学間に〈競争原理〉をはたらかせ、教育と研究の活力を醸成しようとの考えにもとづいています。2003年度5分野の予算額は182億円。採択された113件の研究計画には、世界最高水準の拠点に育てるため、今後5年間、1年あたり1～5億円が配られます。ただし2年終了後の中間評価で打ち切られる場合もあるとのこと

です。文科省が学術の基礎分野に予算を傾注し、研究基盤の育成に乗り出したことは高く評価します。予算の配分と研究計画の採択にあたり競争原理をはたらかせる、これも至極もつともです。でも、わたしはアマノジャクなので、競争原理というものが、基礎学術の高進と一体どんな関係にあるのだろうか？ と考えました。

そしてその20年ほど前、まだ東京大学に奉職中のある出来事を思い出しました。それは大学院の課程会議の時のこと、議題は博士課程に2年間在籍し論文審査にも合格した学生の学位認定でした。

戦後〔大学院制度〕が整えられたとき、博士課程の修学期間は3年間と定められました。しかしその学位認定会議の一两年前、当時の文部省が規制緩和策を打ち出し、博士の認定に必要な修学期間は3年を原則とするものの、2年という特例も認めることとしました。と同時に「この措置はあくまで特例であり、該当するのは抜群に優秀な学生に限る」という趣旨の但し書をつけたのです。そして、ここに言う「抜群に優秀な学生」とは「その分野で十人中一位に相当する」と規定しました。つまり、偏差値に似た一種の競争原理を学位審査にも

導入した訳です。

学位認定会議では、当然この“十人中一位”が焦点となりました。そのとき当学生の指導教官がさり気なく発言しました。「この分野では、世界中を探しても、(大学院)学生の数は一人も居ないんですが・・・」

“この分野”とは昨今話題の〈ニュートリノ天文学〉でした。この発言が効いたかどうかは定かではありませんが、投票の結果、幸いにも本学生の学位は認可されました。この事例は、世に云う競争原理が真に先端的な研究の評価には有効でないことを端的に示したものです。

その修学期間論議は、また別の問題を考えさせました。私たちは件の緩和措置について発令前に議論する機会があり、そこで「必要修学期間を柔軟に」については誰も異論を唱えませんでした。でも、わたしは「短い修学期間＝優秀な博士」の考え方に同調できず、“抜群に優秀な”という格付けを規定から除くよう申し入れました。が、それは無駄に終わってしまいました。

だが考えてみましょう。未開拓の分野で研究活動にたずさわるとき、意義ある成果に何時たどり着けるかは見当もつかないことが多く、ときには“答の存否”さえも明らかでない場合があります。そのような状況下で、研究期間の長短と研究成果の優劣とを短絡させることが無意味なことは、誰の目にも明らかかなようです。それに、二年博士には抜群に優秀のお墨付きをとなると、学生は指導教官ともども二年間で解けそうな安易な課題を漁る、といった弊害も生じます。

21世紀COEプログラムに戻りますと、その競争原理に書かれた「二年終了後の中間評価で打ち切られる場合もある」をどう実施するか、これは当事者の想像を超える難題と言えます。

以上、競争原理の問題点を二三指摘しまし

た。でも、競争原理そのものが間違っている訳ではありません。要はその運用にあります。そのためには公正な評価が基本となることは論をまちません。

公正な評価に至るためのキーワードは、“peer review” と「情報開示」です。peer review とは〈対等者による審査〉の意味で、欧米では常套句なのに、わが国では適当な訳語さえありません。

その代わりに幅を利かせるのが〈権威者による判決〉です。そこでは、研究者が判決理由を知り、それに反論する機会など与えられないのが通例です。そして学術研究とは無縁の上意下達と権威崇拜の悪弊が残ります。

ですから、21世紀COEプログラムを、その目的通り、実り多いものに育てるには、権威主義を脱した「公正な評価」が、学術の風土に根付かねばなりません。――

文科省主導の浅薄な科学文化

朝日紙の記事に戻りますと、永野博研究主幹の「(ドイツでは) 基礎研究支援がイノベーションにつながるという考えが国全体として共有されている」の言葉や、山極寿一 京都大総長の「(日本では) 全体としてみれば、研究者は疲弊しきっている。現在は成果がはっきりとわからない、可能性や多様性があるものが研究できなくなっている」との危機感の表明は、そのまま文科省主導のわが国の科学文化がいかに浅薄なものであるかを言い表しています。次稿「“言霊の幸ふ国” 科学界の文化度は」ではこの問題についても考えたいと思います。

編集者：次稿「“言霊の幸ふ国” 科学界の文化度は」は、大学フォーラムのHP「解説・論評」欄に「論評」として掲載します。なお、本稿「科学界 日本の現状と課題」も同頁に原文のまま掲載しますので、御覧ください。」

第2回シンポジウム風景とカード提出者の属性

